

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 令和8年2月17日(火)
午後1時30分から午後3時11分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 議員15名
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己、同主任 村瀬雄哉

7 会長あいさつ

8 報告事項

- (1) チーム会議開催報告について(基本条例・ICT・市民参加)
(基本条例チーム)

梅村副会長：チーム会議を2月13日に開催し、前回の議会基本条例推進協議会で出た意見をもとに傍聴規則を再検討した。後ほど協議いただきたい。傍聴規則の改正が終了次第、チーム活動を終了する。

(ICTチーム)

関戸議員：2月9日にチーム会議を開催し、使用基準等の案を作成したため、この後報告する。合意できればその案を議会運営委員会に送付したいと思う。

(市民参加チーム)

須藤議員：特になし

(2) その他

なし

9 協議事項

- (1) タブレット端末導入後の運営について
(岩倉市議会の会議等での情報通信機器使用基準について)

関戸議員：変更点について資料に基づき説明

【質疑】

梅村副会長：第5条の、アプリケーションのダウンロードができるようになったことについて、想定される事例があれば。なぜダウンロードを可能としたのか教えてほしい。

関戸議員：例えば耳が不自由であったり目が不自由であったりした場合に必

要なアプリケーションがあるかもしれない。また、文字起こしでアプリケーションが必要な場合もあるので、そのようなアプリケーションを想定している。

梅村副会長：承認がセキュリティ会議になっているが、個々の使い方によるダウンロードになると思う。個々の使い方なので、この会議で本当に決められるか不安がある。こういったものは自己責任というわけにはいけないのか。

関戸議員：チーム内では誰かが承認するという形にした。

議会事務局：原則、組織で使用するものであるため、個人的に使用するアプリケーションのダウンロードをそもそも想定していない。先ほど関戸議員が言っていたように、今後、耳や目が不自由な方などが議員になる可能性を考慮してこのような形にしたものである。

梅村副会長：イメージはわかった。ということは、原則は禁止だがセキュリティ会議で認められたもののみダウンロードできるという捉え方だと理解した。第8条の、インターネット上のデータをみだりにダウンロードすること、アップロードすることも禁止だったが、これを議会事務局の承認を得て可能としたことについて、これも具体的な事例や、必要だという意見があったのか教えてもらいたい。

片岡議員：例えばインターネット上にある資料等をダウンロードして議員同士で共有したい場合は、議会事務局の承認を得て、議会事務局で無害化して共有フォルダに入れてもらうことを想定している。

大野議員：チーム会議上では実施日は今年の4月1日からとなっている。議会運営委員会で決定すると思うが、目標はどのあたりにしているのか。

関戸議員：4月1日から。附則で決まっている。

塚崎議員：第9条の会議中の禁止事項について、チームズはSNSに当たらないものという認識か。

片岡議員：SNSに該当しないとチームで判断している。公のものではなく、チーム内だけで閲覧できるものなので、SNSとは違うものであると定義している。

塚崎議員：総務・産業建設常任委員会の打ち合わせ等でNOTESを使用すると便利なのでかなり活用している。会議中に投稿することになるような気がするが、それは可能という認識でいいか。

片岡議員：公にならないもので、SNSには該当しないのでよい。

塚崎議員：今チームズを使用して困っていることに、例えば視察の報告書や会議録などを文書作成ソフトで作成するとき、NOTESから文書作成ソフトに変換できないことがある。チームズがSNSやメーラーではな

い扱いであるならば、文書作成ソフトや表計算ソフトのデータもこの中でやりとりできるようにするとかなり作業効率が上がると思う。やはり事務局で無害化したものをアップロードしてもらわないといけないか。

片岡議員：この端末で作成したファイルであればやり取りしてもらって結構である。違う端末で作成したものでなければよい。

塚崎議員：通告書もこの端末で作成したものであればいいのか。

片岡議員：可能である。チャットで事務局に送付することもできる。

梅村副会長：インターネットを使用できるようにしたが、当初はセキュリティの問題も指摘されていた。どのような議論の変化があったのか。

片岡議員：視察などで外にタブレットを持参したいという声があり、持参した際にネットにつながらないとそもそもチームズが使えないので、インターネットを外で使えるようにしたいという話から議論が始まった。フリーのWi-Fiというのは安全なものもあれば安全でないものもある。ここはなかなか個人では判断しにくいというところで、やはり安全性を第一に考えた際にフリーWi-Fiは一律で許可しない結論に至った。各個人で契約したモバイルWi-Fiのルーターや携帯電話のテザリング機能でインターネットを使用すれば安全性がある程度担保できると考え、今回の第8条第1項第9号に至った。また、当然そういった契約をしていない方もいると思うが、そういう方については事前に必要な資料をダウンロードしておいていただければインターネットに接続してなくても資料の閲覧は可能であり、議員活動に支障はないと考えている。

塚崎議員：会議中における禁止事項に戻ってしまうが、チームズは社内SNSだと思う。SNSと記載してしまうと誤解が生じるのではないかと考えている。問題ないか。

片岡議員：第2条第3項にグループウェアの定義があり、これがチームズを指していると我々は考えている。そのためSNSに当たらないという説明になるが、今の話だと、ここにSNSの定義を追加するか。ここにグループウェアと記載してあるのでSNSに当たらないと読み解いていただければいいのかなと思う。

議会事務局長：第5条第5項について、様式3が届出になっているため、「報告し」ではなく「届出し」の方が適切ではないか。

関戸議員：変更する。

(岩倉市議会情報セキュリティポリシーについて)

関戸議員：第1章の変更点について資料に基づき説明

第1章は年度内に変更しなければならないと国から通知が出ている。第2

章は令和8年度中に変更していくことになっているので、たたき台を作成してある。

片岡議員：第1章は市のセキュリティポリシーが出てきたため、それに合わせて議会に合うように変更した。「等」の意味であるが、まず「パソコン等」の意味は、パソコンだけではなくタブレットやスマートフォンも接続しているためである。「議員等」は、議員だけではなく議会事務局も同じシステムを使用するためである。第2章以降は現在市が変更している最中であるため、またそれが出てきたら令和8年度中に市と合わせて内容を改正する予定である。第2章でも既に変更できる部分は変更しているが、また市のセキュリティポリシーができ次第、それに沿って変更していくというチーム内での結論である。

【質疑】

なし

(岩倉市議会電子情報システムの管理及び運営に関する規程について)

関戸議員：変更点について資料に基づき説明

片岡議員：かなり削除されているが、「岩倉市議会の会議等での情報通信機器使用基準」に盛り込み、重複したためである。大きな区分で管理と運営に関する事項のみ記載しようということでスリムにした条文となっている。

【質疑】

塚崎議員：情報システム管理者は、会派から選出された議員と会派に属さない議員となっている。現在は会派に属さない議員が多いためであると思うが、情報システム会議は1年に1回やらなければいけないというようなものではなく、突発的に発生するものか。

片岡議員：いつ開催するかは明記されていないが、情報システム会議の長である議会運営委員会委員長が必要と判断すれば開催することとなっている。例えば、先ほどのアプリケーションをダウンロードしてインストールしたいという申請があったような場合にはこの会議に諮ることになると思う。そのように適宜開催するものである。

梅村議員：第7条第2項のUSBに関する事項が削除された。USBに関してはどのような対応になっていくのか。

片岡議員：基本的にはUSBを使用することは禁止であり、チームズに入れる場合は事務局で無害化処理をしてから共有することとなる。外からチームズにデータに入れる場合は事務局をとおすこととし、直接USBでデータをタブレットに入れることはやめてほしいということで、そもそ

も記述をなくした。

木村議員：一般質問の通告を自宅で作って、それをUSBに入れてきてタブレットに入れることはできないということか。

片岡議員：それはできない。万が一、木村議員のパソコンがウイルスに感染していた場合に感染する可能性がある。つくるのであればこの端末で作成するか、作成したデータを事務局に送付し、無害化処理してからチームズに入れてもらってほしい。

塚崎議員：文章を見て、あまり全体がわからない。自分が無意識にやったことが禁止事項になりそうで少し戸惑っている。これはこの会議の会議録を見て片岡議員の話を見返すしかないか。もしくは、こういった話が盛り込まれた何かを作成されるか。

片岡議員：不安なことがあれば事務局に確認してほしい。いろいろなパターンがあり、全ては想定できない。何かあればまたチーム内でも検討するので、その都度相談してほしい。

関戸議員：局長から指摘された内容を変更し、議会運営委員会に提出したい。

梅村副会長：届出様式はこれまでも自分のパソコンやスマートフォンを登録する際に使用していたものだと思うが、使用するUSBやファイル交換ソフトに関する記載がある。これはなしにして、基本的には使用しないという考えのほうがいいか。

片岡議員：ご指摘のとおり届出書にUSBについての内容がある理由はわからない。現状、自分のパソコンに使用するUSBを報告している。

梅村副会長：過去には事務局や当局からもらったデータをUSBにダウンロードしてやり取りしていた頃もあった。その名残だと思う。今はデータをインターネットで送ってもらえば済むので必要ないかもしれない。

片岡議員：今、話を聞いて、現状USBを報告する必要はないと思った。今回はこのまま議会運営委員会に提出し、チーム会議でも課題として本当に必要かどうか、いろいろなパターンを想定しながらもう一度議論したいと思う。

大野議員：直近の3月定例会の一般質問の資料を作成する際は事務局にメールで送付し、そこで無害化して入れてもらう形になるか。直近では家に持ち帰って使用できないため、それで皆が混乱しているのではないか。

片岡議員：会派室でこの端末で作成していただければいいが、ご自宅の自分のパソコンで作成されているのであれば、今回はそれを事務局に送付していただき、無害化した後にタブレットに入れてもらうという手順になる。

谷平会長：以上の案を議会運営委員会に提出することとする。

(2) 岩倉市議会傍聴規則について

梅村副会長：資料に基づき説明

【質疑】

なし

(3) 議案等に含まれる個人情報の取扱いについて

梅村副会長：資料に基づき説明

今後は、行政課と再度確認して、議会運営委員会で決定したい。

【質疑】

片岡議員：今後のスケジュール感は。

梅村副会長：6月から適用したい。

(4) サポーターとの意見交換会の記録について

各議員：1月17日(土)及び1月21日(水)議会サポーターとの意見交換会について、記録書の訂正点や不明点を指摘

谷平会長：記録者は指摘された点を訂正して再提出してほしい。

(5) サポーターとの意見交換会の日程(案)について

- ・協議の結果、対面での意見交換会を4月11日(土)午前10時から、オンラインでの意見交換会を4月15日(水)午後7時からに決した。
- ・各日の参加議員及び役割分担は以下のとおりに決した。

(4月11日) 片岡、鬼頭、水野、大野、日比野、伊藤、塚崎、木村

司会：鬼頭 記録：塚崎 案内：日比野、木村

(4月15日) 梅村、堀江、井上、関戸、榎谷

記録：関戸

(6) 議会報告会の日程(案)について

谷平会長：4月18日(土)午後2時から岩倉市役所もしくは4月26日(日)午前10時から生涯学習センターにて実施したいと思うがいかがか。

水野議員：いろいろな団体の総会がある時期なのでそれを確認してから決めてはいかがか。

木村議員：過去の例から市役所で行うことは避けたほうがいい。市内の空いている施設で開催してはどうか。

谷平会長：先に内容について協議することにする。

議会報告会の報告内容(案)について資料に基づき説明

梅村副会長：年度当初に開催するため、委員会の視察の報告の後、新しい年度になって議会や委員会がどんな調査をすべきか意見をもらえるといいと考えた。

井上議員：新年度予算の概要及び新規・主要事業について財務常任委員会委員長から15分報告するが、最近の例を見ると、それ以外にも新規事業から主なものを4～5件紹介したため、それも中に入れていただけるとありがたい。

梅村副会長：中に含めて一緒に報告してもらえればと思っている。

片岡議員：今の話の4～5件の新規事業についてはどんな選定方法を考えているか。

梅村副会長：あまり時間がないため、正・副委員長一任としたい。正・副議長を含めてもいいと思う。

井上議員：財務常任委員会で質問が多かった内容を4件程度ピックアップさせていただく。意見を多く発言した議員を中心にお願いしようと思うので引き受けていただきたい。

梅村副会長：常任委員会の視察も、全ての項目ではなく、これという内容をじっくり報告してもいい。それについても正・副委員長に一任する。

議会事務局：くすのきの家に空き状況を問い合わせしたが4月の利用は難しくそうである。

谷平会長：場所については引き続き検討することとする。

議会事務局長：議会報告会を広報で周知するのであれば4月号の締切は本日である。

木村議員：今日の全員協議会での説明を聞くと、条例関係もかなり変更がある。常任委員会は視察に限らずその点も含めて報告するのもいいと思う。

谷平会長：各委員長から3月定例会の報告をしてもらう形でいかがか。

(異議なし)

・協議の結果、4月18日(土)午前10時から消防署にて3月定例会の報告をテーマとして開催することに決した。

・役割分担は以下のとおりに決した。

司会：大野 記録：木村 受付：塚崎 マイク：片岡

(7) その他
なし

10 その他
なし